

第7回武蔵村山市市民協働推進会議次第

日 時：平成26年1月16日（木）
午後6時から

場 所：中部地区会館403集会室
（市役所4階）

時間配分	日 程	内 容
18:00～18:20	開 会	委員の委嘱等について 1 委嘱書の交付 2 市長挨拶 3 委員の紹介
18:20～18:30	報 告 事 項	武蔵村山市協働事業提案制度及び市民協働推進会議の所掌事項等について 1 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱 2 武蔵村山市市民協働推進会議要綱 3 平成26年度の市民協働推進会議の開催予定
18:30～18:40	議 題 1	座長及び副座長の互選について
18:40～18:50	議 題 2	会議の公開に関する運営要領の制定について
18:50～19:20	議 題 3	協働事業提案制度の提案事業の審査要領の改正について
19:20～19:35	議 題 4	協働事業提案制度実施要綱の改正について
19:35～19:50	議 題 5	協働事業提案制度実施事業補助金の対象経費について
19:50～20:00	そ の 他	1 次回以降の会議の開催日程 2 その他
20:00	閉 会	

1 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱 (資料1・2参照)

(1) 制度の目的 (実施要綱第1条)

この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする

(2) 事業の公募 (実施要綱第4条)

市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項 (以下単に「募集要項」という。) を定め、これを公表しなければならない。

(3) 採択の決定 (実施要綱第6条第1項)

市長は、前条の規定による提案があったときは、第15条第1項の規定により置く武蔵村山市市民協働推進会議 (同項を除き、以下「推進会議」という。) の意見を聴いた上で、当該提案に係る協働事業を採択するかどうかを決定するものとする。

(4) 事業の評価 (実施要綱第13条第1項及び第2項)

市長は、前条の規定による報告及び事業報告会が終了したときは、当該報告及び事業報告会における参加者の意見を踏まえ、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 市長は、前項の評価を行うに当たっては、あらかじめ推進会議の意見を聴くものとする。

(5) 推進会議の設置 (実施要綱第15条) 【所掌事項】

第6条第1項、第12条第2項及び第13条第2項の規定による求めに応じて協議する機関として、武蔵村山市市民協働推進会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 市民協働推進会議要綱 (資料3参照)

(1) 会議の設置目的 (会議要綱第1条)

この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第15条第3項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 推進会議の組織 (会議要綱第2条)

推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員又は市関係者10人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員
- (4) 武蔵村山市商工会の代表者又は職員
- (5) 公募による市民(武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。)
- (6) 生活環境部長の職にある者
- (7) 企画財務部財政担当部長の職にある者

(3) 委員の任期 (会議要綱第5条)

委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度における実施要綱第13条第2項の規定による意見の具申をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

（平成26年1月16日委嘱）

氏名	選出区分	備考
渡辺 龍也	識見を有する者	東京経済大学現代法学部教授
鴻田 臣代	市民活動団体関係者	武蔵村山 NPO ネットワーク
瀬口 圭志	市民活動団体関係者	村山道下自治会長
比留間 英世	(社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会事務局長
高橋 茂明	武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
北口 良夫	公募による市民	
本間 由美子	公募による市民	
前田 啓子	公募による市民	
山田 行雄	生活環境部長の職にある者	生活環境部長
比留間 毅浩	企画財務部財政担当部長の職にある者	企画財務部財政担当部長

<事務局>

氏名	職名
雨宮 則和	生活環境部協働推進課長
矢野 喜之	生活環境部協働推進課協働推進グループ主査
進藤 篤是	生活環境部協働推進課協働推進グループ主事
久我 雄樹	生活環境部協働推進課協働推進グループ主事

3 平成26年度の市民協働推進会議の開催予定

推進会議の会議については、採択された提案事業を平成27年度の当初予算要求に反映させるため、以下の日程により来年度12月末までに本日を含めて計7回開催する予定である。

協働事業提案制度事業計画及び市民協働推進会議の開催予定表

日程（予定）	内 容	会議開催予定等
3月上旬	平成26年度募集要項等について	平成25年度第8回会議
4月中旬	協働事業報告会及び評価	平成26年度第1回会議
5月1日	募集要項の公表及び配布	市報及び市ホームページ
5月上旬	事業評価の報告	正副座長による評価結果の市長への報告
5月上旬	質問受付期間	
5月中旬	質問及び回答の公表	市ホームページ
5月中旬～ 6月末日	提案事業募集受付期間	
7月中旬	第一次審査（書類選考）	第2回会議
7月下旬	第一次審査選考結果及び第二次審査の通知	
9月上旬～下旬	第二次審査 （公開プレゼンテーション）	第3回会議
	第二次審査 （公開プレゼンテーション）	第4回会議
	第二次審査 （公開プレゼンテーション及び審査）	第5回会議
10月中旬	審査結果報告書について	第6回会議
10月下旬	審査結果の報告	正副座長による審査結果の市長への報告
11月上旬	第二次審査選考結果の通知	
12月中旬	採択候補事業の市長決定	
1月下旬	平成27年度募集要項等について	第7回会議
3月下旬	予算議決	
3月下旬	採択結果の通知	

議題 1 市民協働推進会議の座長及び副座長の互選について

武蔵村山市市民協働推進会議要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第120号）第3条第1項の規定により、座長及び副座長を委員の互選により選任する。

1 座長の互選

座長 _____ 氏

2 副座長の互選

副座長 _____ 氏

(参考)

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱 - 抄 -

(座長等)

第3条 推進会議に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

議題 2 会議の公開に関する運営要領の制定について

このことについて、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁）第8条の規定により、武蔵村山市市民協働推進会議の会議の公開に関する運営要領を定める。（資料4参照）

○武蔵村山市市民協働推進会議の会議の公開に関する運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第3条 座長は、会議公開指針第4条第3項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、庶務担当課長にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席した委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第4条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第5条 座長は、会議の開会前に、会議公開指針第5条第2項の規定による許可を行うものとする。

2 座長が前項の許可をしたときは、庶務担当課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

(参考 1)

○武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針 - 抄 -

(会議の公開)

第 1 1 条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、武蔵村山市情報公開条例（平成 1 8 年武蔵村山市条例第 2 0 号）第 8 条各号のいずれかに該当する情報を取り扱うとき、又は会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 会議の公開に関する手続は、市長が別に定める。

(会議開催情報の公表)

第 1 2 条 会議が開催されるときは、市長等は、あらかじめ、市政情報コーナー、市のホームページ等で会議の開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。

(会議録等の公表)

第 1 3 条 会議が公開により開催されたときは、市長等は、その会議録（以下「会議録」という。）の全文又は概要及び会議資料（審議に必要な資料として配付するものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 会議録の作成、公表等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(参考 2)

○武蔵村山市議会傍聴規則 - 抄 -

(傍聴できない者)

第 6 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線、マイクの類を携帯している者

(5) 笛、ラツパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に定めるもののほか議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 7 条 傍聴人は、傍聴席においては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。

(2) 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻などを着用しないこと。

(3) 飲食や喫煙をしないこと。

(4) 会議における討論などに対して、賛否を表明したり拍手をしないこと。

(5) 私語、談笑などを慎むこと。

(6) 決められた出入口以外からは、出入りしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

議題3 協働事業提案制度の提案事業の審査要領の改正について

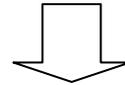
協働事業提案制度の提案事業の審査要領の改正案について協議する。(資料5・6参照)

第一次審査（書類審査）において第二次審査採択事業として選定される点数

◇協働型事業【1人合計持ち点45点満点×10人×5割】

(現行) $5\text{点満点} \times 9\text{審査項目} \times \text{推進会議委員}10\text{人} \times 5\text{割} = 225\text{点}$

(昨年の審査時は委員9人のため202点)



◇協働型事業【1人合計持ち点45点満点×10人×6割】

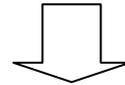
(改正案) $5\text{点満点} \times 9\text{審査項目} \times \text{推進会議委員}10\text{人} \times 6\text{割} = 270\text{点}$

(昨年の審査時は委員9人のため243点)

◎団体育成型事業【1人合計持ち点40点満点×10人×5割】

(現行) $5\text{点満点} \times 8\text{審査項目} \times \text{推進会議委員}10\text{人} \times 5\text{割} = 200\text{点}$

(昨年の審査時は委員9人のため180点)



◎団体育成型事業【1人合計持ち点40点満点×10人×6割】

(改正案) $5\text{点満点} \times 8\text{審査項目} \times \text{推進会議委員}10\text{人} \times 6\text{割} = 240\text{点}$

(昨年の審査時は委員9人のため202点)

平成25年度提案事業に新旧の審査基準を適用した場合(委員9人)

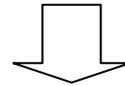
団体名 (略称)	種類	改正案(新)		現行(旧)
		第二次審査選定ライン	一次審査結果	第二次審査選定ライン
ミニバスケット	協働	243点以上	244点	202点以上
ハンドボール	協働	243点以上	266点	202点以上
子ども劇場	協働	243点以上	284点	202点以上
村山党	協働	243点以上	253点	202点以上
シニアメイト	協働	243点以上	282点	202点以上
まるまる会	協働	243点以上	291点	202点以上
いつひよ	協働	243点以上	303点	202点以上
グラシオス	団体	216点以上	233点	180点以上

第二次審査（プレゼンテーション）において採択すべき事業として選定される点数

◇協働型事業【1人合計持ち点45点満点×10人×6割】

（現行）5点満点×9審査項目×推進会議委員10人×6割＝270点

（昨年の審査時は委員9人のため243点）



◇協働型事業【1人合計持ち点45点満点×10人×6割5分】

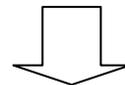
（改正案）5点満点×9審査項目×推進会議委員10人×6割5分＝292.5点

（昨年の審査時は委員9人ため263点）

◎団体育成型事業【1人合計持ち点40点満点×10人×6割】

（現行）5点満点×8審査項目×推進会議委員10人×6割＝240点

（昨年の審査時は委員9人のため216点）



◎団体育成型事業【1人合計持ち点40点満点×10人×6割5分】

（改正案）5点満点×8審査項目×推進会議委員10人×6割5分＝260点

（昨年の審査時は委員9人のため234点）

平成25年度に提案のあった事業で二次審査を実施した場合（委員9人）

団体名 （略称）	種類	改正案（新）	二次審査結果	現行（旧）
		採択すべき選定ライン		採択すべき選定ライン
ミニバスケット	協働	263点以上	168点	243点以上
ハンドボール	協働	263点以上	255点	243点以上
子ども劇場	協働	263点以上	283点	243点以上
村山党	協働	263点以上	255点	243点以上
シニアメイト	協働	263点以上	282点	243点以上
まるまる会	協働	263点以上	238点	243点以上
いつひよ	協働	263点以上	288点	243点以上
グラシオス	団体	234点以上	241点	216点以上

議題 4 協働事業提案制度実施要綱の改正について

武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱案について協議する。

1 補助限度額について

(改正案)

○協働事業提案制度実施要綱 - 抄 -

(補助金の交付)

第11条 市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の各号に掲げる協働事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

(1) 協働型事業 800,000円

(2) 団体育成型事業 200,000円

(現行)

○協働事業提案制度実施要綱 - 抄 -

(補助金の交付)

第11条 市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の各号に掲げる協働事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

(1) 協働型事業 1,000,000円

(2) 団体育成型事業 300,000円

(参考) 平成24年度行政から団体への財政的支援 (補助金・助成金) 限度額一覧

補助限度額	自治体数
10万円～30万円	区7、市6
31万円～50万円	区3、市3
51万円～100万円	区3、市1
101万円以上	区4、市1

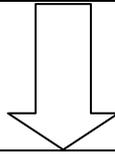
- 2 第5号様式（協働事業採択（不採択）通知書）及び第6号様式（協働事業提案制度事業結果報告書）について（資料7・8参照）

議題5 協働事業提案制度実施事業補助金の対象経費について

協働事業提案制度実施事業補助金の対象経費について協議する。（資料2 2頁参照）

1 報償費について

現 行	講師やアドバイザーなどへの謝礼金（提案団体の構成員に対するものを除く。）
-----	--------------------------------------



改 正 案	講師やアドバイザーなどへの謝礼金（提案団体の構成員に対するものを除き、原則として補助対象経費の60%以内とする。）
-------	---

（参考）過去に提案のあった事業の補助対象経費に占める報償費の割合

提案年度	団体名（略称）	補助対象経費	報償費の割合
23年度	キネマむらやま	1,440,000円	27.7%
23年度	子ども劇場	980,000円	61.2%
24年度	子ども劇場	980,000円	61.2%
24年度	いつひよ	300,000円	9.3%
24年度	いるか会	1,000,000円	63%
25年度	ミニバスケット	300,000円	66.6%
25年度	ハンドボール	924,000円	64.9%
25年度	子ども劇場	980,000円	61.2%
25年度	村山党	970,000円	10.3%
25年度	シニアメイト	1,000,000円	67.5%
25年度	まるまる会	962,510円	9.6%
25年度	いつひよ	1,000,000円	4.1%

- ・ 過去に提案のあった事業の件数は18事業であり、報償費を計上している事業は12事業である。
- ・ 7事業の補助対象経費に占める報償費の割合が60%を超えている。

2 委託料について

現 行	専門的な知識、技術等が必要な業務を外部に委託した場合の経費
↓	
改 正 案	専門的な知識、技術等が必要な業務を外部に委託した場合の経費（原則として補助対象経費の50%以内とする。）

（参考）過去に提案のあった事業の補助対象経費に占める委託料の割合

提案年度	団体名（略称）	補助対象経費	報償費の割合
23年度	キネマむらやま	1,440,000円	17.3%
23年度	立川青年会議所	2,598,750円	55.5%
24年度	立川青年会議所	1,938,000円	61.9%
25年度	ハンドボール	924,000円	64.9%

- ・ 過去に提案のあった事業の件数は18事業であり、委託料を計上している事業は4事業である。
- ・ 3事業の補助対象経費に占める委託料の割合が50%を超えている。

議題6 その他

1 次回会議の開催日程

平成26年度第1回 平成26年4月 日（ ） 時～ 場所

平成26年4月カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			